



第2号様式（第4条関係）

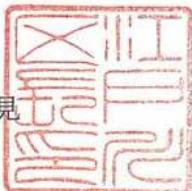
異議の申入れに係る回答書

住 所 江戸川区平井2-4-13

氏 名 江戸川区民オンブズマン 代表幹事 深谷静雄 殿

[法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名]

江戸川区長 多田 正見



平成24年 7月20日付でなされた異議の申入れについて、江戸川区公共調達監視委員会による答申書を添えて、次のとおり回答します。

1 申入れの対象とされた契約件名又は措置

公立学校の改築工事・公共調達による松江小学校、船堀小学校、第二葛西小学校の入札結果に関する

2 異議のあった事項及びその根拠

- 一. 1者入札と高い落札率の工事については、「談合情報による対応事務マニュアル」による調査を行い、その経過と結果を公開すること。
- 二. 入札者数が少ない工事についてその原因を明らかにすること。
- 三. 総合評価点の合理的基準を設けて、それに達しない場合は入札手続きのやり直しを検討すること。
- 四. 公共調達の制度の欠陥をどう改善するかを検討し、そのありかたを明示すること。
- 五. この条例には処罰規定がないから、違約金特約条項や損害賠償請求を規定すること

3 回答内容

- 一. 1者入札と高い落札率の当該工事については、「談合情報による対応事務マニュアル」を適用する対象ではないが、必要な調査を実施した。
なお、調査結果は、江戸川区公共調達監視委員会答申書に添付のとおりである。
- 二. 入札者数が少ない原因を特定することはできない。
- 三. 落札者決定基準及び公共調達の制度については、江戸川区公共調達審査会の意見を踏まえて、恒常的に見直しを行っている。
- 四. 違約金特約条項や損害賠償請求については、各工事契約条項に規定されていることから、江戸川区公共調達基本条例に規定する必要はない。